

国有林野の管理経営に関する基本計画の策定 について

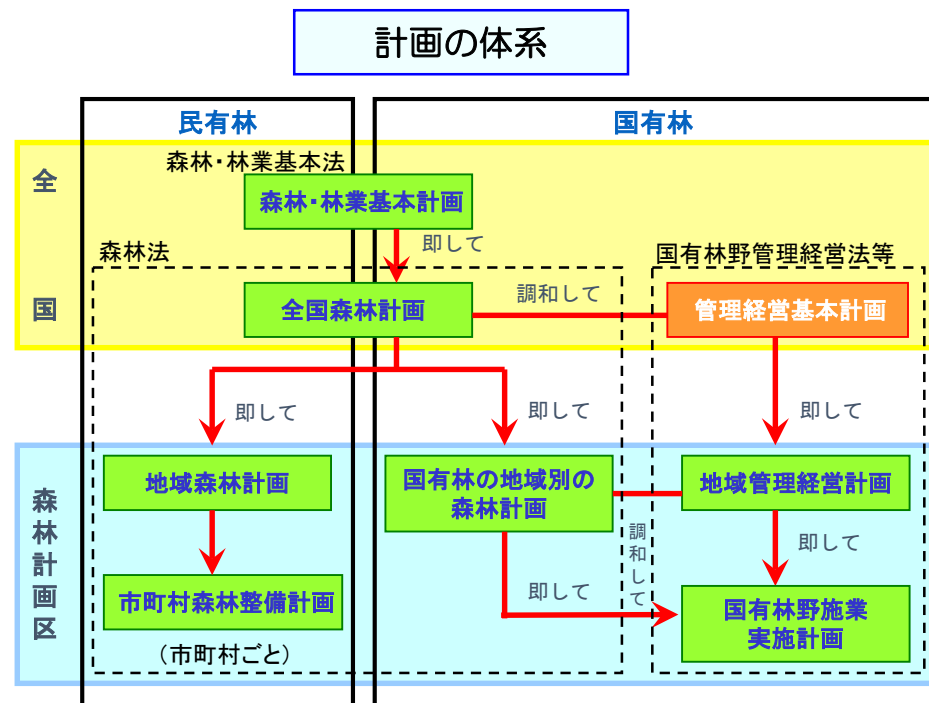
平成30年9月
農林水産省

目 次

1	管理経営基本計画について	1
2	現行の管理経営基本計画のポイントについて	2
3	新たな管理経営基本計画の策定について	3
4	現行計画の取組実績	4
5	新たな管理経営基本計画策定の検討方向について	6
	(1) 公益重視の管理経営の一層の推進 (維持及び保存、民有林との一体整備を含む)	
	(2) 林業成長産業化に向けた貢献 (林産物の供給を含む)	
	(3) 国民の森林 ^{もり} としての管理経営・地域振興 (国有林野の活用、実施体制、その他を含む)	

1 管理経営基本計画について

- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進
- 現行の管理経営基本計画は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までを計画期間として、平成25年12月に策定



【管理経営基本計画】 (大臣：5年ごと10年計画)

国有林野の管理経営の方向を明確にし、森林という動的国有財産の管理、処分を計画的に実施するとともに、計画の策定段階で国民の意見を聴き、国民意見を反映した管理経営を行っていく必要から、全国の国有林野を対象として大臣がたてる計画

【地域管理経営計画】 (局長：5年ごと5年計画)

地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林管理局長が森林計画区(流域)を単位として定める管理経営の計画

【国有林野施業実施計画】 (局長：5年ごと5年計画)

国有林の地域別の森林計画及び管理経営計画に即して持続的な国有林野の管理経営を行うため、森林管理局長が管理経営規程に基づき森林計画区(流域)を単位として、事業量や伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画

2 現行の管理経営基本計画のポイントについて

1 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 間伐の実施や、主伐後の効率的な再造林等への積極的な取組等、森林吸収量の確保による地球温暖化防止への貢献
- ・ 原始的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等、生物多様性保全への貢献

2 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林と連携した施業や、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林経営の支援に積極的に取り組むなど、我が国の森林・林業の再生への貢献
- ・ 林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献

3 「国民の森林^{もり}」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林^{もり}」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献

3 新たな管理経営基本計画の策定について(策定の必要性と想定スケジュール)

- 国有林野管理経営法において、管理経営基本計画は、5年ごとに定めることとされているところ

- 前回の策定(H25.12)から5年が経過することから、本年12月までに平成31年4月1日から平成41年3月31日までを計画期間とする新たな計画を策定する必要

- なお、管理経営基本計画の策定に当たっては、国民の声を広く聴くため、策定案を公告・縦覧するとともに、申立てのあった意見の要旨を付して林政審議会の意見を聴くこととされているところ

- このため、管理経営基本計画の策定に向けたスケジュールについては、次を想定
 - 平成30年9月 林政審議会の開催(策定の方向)
 - 10月 林政審議会の開催(策定案)
 - 11月 公告・縦覧(パブリック・コメント)
意見の集約、策定案の修正
 - 12月 林政審議会の開催(諮問・答申)
計画の決定・公表

○ 国有林野管理経営法(抜粋)

第4条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

第5条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第2項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

4 現行計画の取組実績

平成25年12月に策定した現行計画に基づき、①公益重視の管理経営の一層の推進、②森林・林業再生に向けた貢献、③「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等を柱とし、各種取組を計画的に推進。

① 公益重視の管理経営の一層の推進

機能類型区分の見直し

平成24年度まで			H25.4.1 時点	H30.4.1 時点
水土 保全林	国土保全タイプ	147万ha (19%)	山地災害防止 タイプ	145万ha (19%)
	水源かん養 タイプ	368万ha (48%)	快適環境形成 タイプ	0.1万ha (0%)
森林と人との 共生林	自然維持タイプ	162万ha (21%)	自然維持タイプ	166万ha (22%)
	森林空間利用 タイプ	55万ha (7%)	森林空間利用 タイプ	54万ha (7%)
資源の循環利用林		27万ha (4%)	水源かん 涵養タイプ	393万ha (52%)

森林の適正な整備

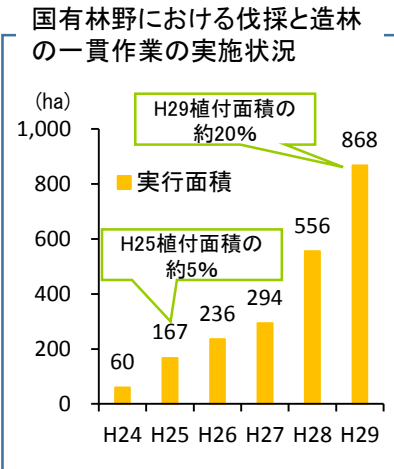
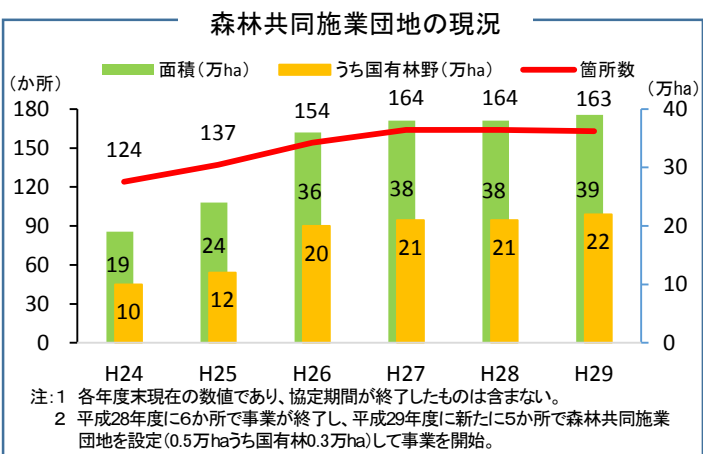
区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29
更新(ha)	人工造林	5,081	5,117	3,665	5,745	5,944	8,143
	天然更新	4,915	4,278	4,224	2,768	3,253	2,230
保育(ha)	下刈	68,152	58,040	61,010	58,468	50,227	48,699
	つる切・除伐	33,312	27,587	18,989	15,102	17,200	11,961
間伐(万ha)		12.1	12.1	12.6	11.2	12.1	10.6

※間伐(万ha)は森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

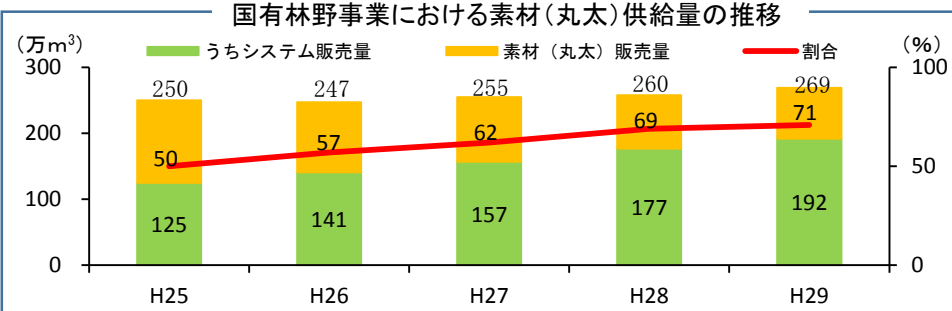
- 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林としての管理経営
- 森林吸収量の確保のため、間伐の実施に加え、主伐後の効率的な再造林等に積極的に取り組むなど、地球温暖化防止へ貢献
- 関係行政機関等と連携しつつ、原始的な森林生態系の保全・管理や野生鳥獣の個体数調整等に取り組むなど、生物多様性保全へ貢献
- 国民の安全と安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、治山事業を計画的に実施

4 現行計画の取組実績

② 森林・林業再生に向けた貢献

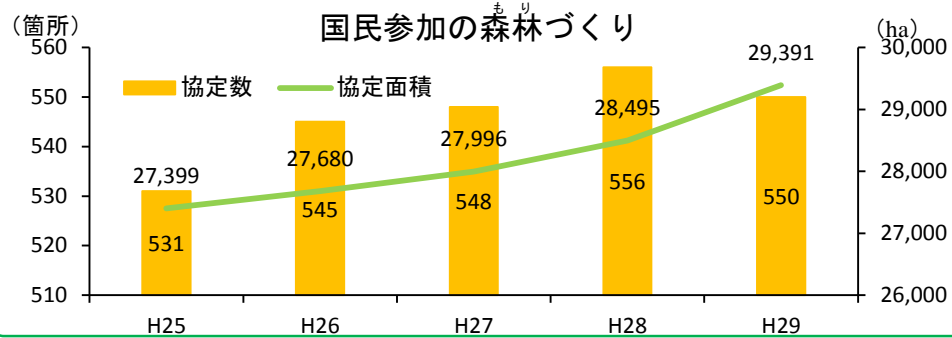


- ・ 民有林と連携した施業、林業の低コスト化に向けた技術開発等により民有林の経営支援に取り組むなど、我が国の森林・林業再生へ貢献



- ・ 国有林材は、国産材の供給量の2割弱を占めている中、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築へ貢献

③ 「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与等



- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の森林」として管理経営
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興へ積極的に貢献

5 新たな管理経営基本計画策定の検討方向について

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進(維持及び保存、民有林との一体整備を含む)

主な論点

○ 25年12月の策定以降の状況変化

- ・ 森林・林業基本計画の変更
- ・ 九州北部豪雨等による流木災害の発生
- ・ 気候変動枠組条約第21回締約国会議における「パリ協定」の採択
- ・ 生物多様性条約第13回締約国会議における「カンクン宣言」の採択

○ 今後、取り組むべき事項

- ・ 人工林の半数が主伐期を迎える中での森林の取扱方向の決定
- ・ 流木災害への対応
- ・ 地球温暖化対策の推進
- ・ 生物多様性の保全の推進

次期計画案での対応方向

- ・ 機能類型区分に応じた管理経営の考え方に基づく森林整備・保全の推進
- ・ 森林・林業基本計画を踏まえた森林の取扱方向、路網整備のあり方の明確化
- ・ 総合的な流木対策の推進
- ・ 「地球温暖化対策計画」や「気候変動適応計画」を踏まえた森林整備・保全の推進
- ・ 溪畔林の取扱いなど生物多様性保全に向けた森林施業上の配慮

等を記載する方向で検討

5 新たな管理経営基本計画策定の検討方向について

(2) 林業成長産業化に向けた貢献(林産物の供給を含む)

主な論点

○ 25年12月の策定以降の状況変化

- ・ 森林・林業基本計画の変更
- ・ 森林経営管理法の成立と「新たな森林管理システム」の導入

○ 今後、取り組むべき事項

- ・ 林業の成長産業化への貢献
- ・ 新たな森林管理システムの円滑な導入への貢献
- ・ 新たな木材需要の拡大や生産性向上

次期計画案での対応方向

- ・ 林業成長産業化に向けた技術開発・実証と普及
- ・ 意欲と能力のある林業経営者の育成支援
- ・ 市町村林務行政に対する技術的支援

等を記載する方向で検討

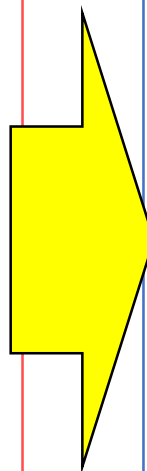
※ 長期・大ロットで立木の伐採・販売ができるような制度については、次期通常国会に向け検討を行っているところであることから、今回策定する管理経営基本計画には位置付けないが、法案成立後にその内容を踏まえて、本計画の扱いを検討。

5 新たな管理経営基本計画策定の検討方向について

(3) 国民の森林としての管理経営・地域振興(国有林野の活用、実施体制、その他を含む)

主な論点

- 25年12月の策定以降の状況変化
 - 訪日外国人旅行者数の増加
 - 東日本大震災からの復旧・復興の進展
- 今後、取り組むべき事項
 - 国有林野の観光資源としての活用の推進
 - 被災地の復旧・復興への貢献



次期計画案での対応方向

- 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定を踏まえた、情報発信や重点的な環境整備の実施
 - 避難指示解除等を踏まえた森林整備や海岸防災林の再生の推進
- 等を記載する方向で検討